

# さくら

弁護士法人 さくら綜合法律事務所報

Office report



- ▶ 巻頭言 二枚の高札…………… 弁護士 竹澤 京平
- ▶ 芥川龍之介の猿蟹合戦…………… 弁護士 高橋 一弥
- ▶ パワハラについて…………… 弁護士 姉崎 真人
- ▶ 地震の法律問題 一社長と弁護士の四方山話一…………… 弁護士 竹村 一成
- ▶ ワクチンを接種しない従業員はクビになる?…………… 弁護士 秋場 啓佑

## 二枚の高札



写真1



写真2

定  
切支丹宗門ハ累年ご制禁  
たり 自年不審成者有之(候)バ  
可申出御褒美として  
はてれんの訴人 銀五百枚  
いるまんの訴人 銀三百枚  
立かへりの訴人 同断  
同宿並宗門の訴人 銀百枚  
右之通下さるべし 同宿  
宗門之内たりといふとも申出る  
品により 銀五百枚下さるべし  
隠置他所より顕るにおいては  
其所之名主並五人組迄一類  
ともに可被行罪科者也

正徳元年五月 奉行  
右之趣堅可相守者也

小笠原若狭守

定  
何事によらずよろしからざる  
事に 百姓大勢申合せ候を とたふと  
となへ とたふして しいて 願事  
とわつたるを こうそといひ あるひハ  
申合村方立ちのき候を てふさんと  
申前よりご法度候条 右類の儀  
有之ハ居村他村にかぎらず早々  
其筋之役所江申出べし 褒美として  
とたふの訴人 銀百枚  
こうその訴人 同断  
てふさんの訴人 同断  
右之通被下 其品により帯刀苗字も  
ご免あるべき間 縦一旦同類成とも発言  
いたし候もの、名前申出においては 其科を  
ゆるされ御褒美下さるべし 村内のものを  
蒸押とたふにくわらせず 恣人もさし  
いたさざる村方これあらハ 村役人にて  
百姓にても 重にとりしつめ候ものハ  
御褒美銀下され 帯刀苗字御免  
さしつづきしづめ候ものとも有之ハ  
夫々御ほうび下おかるべき者也

明和七年四月 奉行  
右趣堅可相守者也

小笠原若狭守

## 2枚の高札

コロナ禍もやっと落ち着きを見せはじめてきたようですが、寒くなるにつれ第6波も心配されており、しばらくはウィズコロナに向けて注意深く生活して行くことになりそうです。

ところで、お気付の方もいらっしゃるかも知れませんが、事務所の打ち合わせ室に2枚の高札を飾りました。これは、私の先祖が江戸時代に現在の鴨川市の山奥にあった旧古畑村の名主を務めていたところから伝わったものです。高札は、幕府や藩・領主などが禁令や法令などを広く領民・庶民に周知させるためのものでしたが、江戸時代の前期に里見氏が改役・取潰しになってからは、安房の国は天領とされたり、小藩や旗本の所領とされており、古畑村を含む周辺の村は旗本領として小笠原若狭守の所領となっていたようで、2枚の高札はいずれも同人の奉行が名主に掲示を命じたものと思われま。



写真1

1枚目の高札(写真1)は、正徳元年(1711年)に出された切支丹禁制に関するもので、キリシタンバテレンの取締りのために賞金や名誉を与えて訴人を促し、これらを抑縛することを論むとともに、連座制による処罰をすることを告知しています。徳川幕府は、1637年の島原の乱に懲りて、再々こうした禁制令を出していたようですが、60年近く経て、しかもキリシタンと縁がないのではと思われる東国の片田舎にまで、こうした高札が行き渡っていたのかと驚かされます。(余談ですが、3年前に事務所の有志らと長崎県の五島列島に旅する機会があり、そこで潜伏キリシタン関連の遺産や話を聞くと、信仰を守ることが如何に大変だったかを知らされたことを思い出します。)



写真2

2枚目の高札(写真2)は、明和7年(1770年)に出された百姓一揆に関するもので、百姓が徒党を組んで強訴したり村から出て行ったりすることを禁じ、その取締りのために、訴人したものに賞金や名誉を与えたとしたものです。これも当時、全国的に飢饉や重税などで苦しんだ農民が一揆や強訴・逃散に及んでいたようで、千葉県では、佐倉惣五郎(宗吾)の佐倉騒動や、安房三義民の万石騒動(現在の館山市国分で起きたもの)などが名高く、幕府は勿論、各藩・領主にとっては頭の痛いことだったのでしょう。

ところでこの2枚の禁令は、1枚は信教の自由に関するものであり、もう1枚は集会結社の自由に繋がるものです。近代国家の多くの国は、少なくとも一定の限度でその自由を憲法で保障しているもので、我日本国憲法でも同様です。(戦前の大日本帝国憲法にも制約だらけで不十分とは云え、こうした規定はされていました。)

憲法改正の議論が高まっている中で、こうした自由権が侵害されていた過去を思い起し、改めて自由権の保障の大切さを知る縁として、事務所に来られる機会があれば、この高札を見て戴けたらと思います。

コロナ禍の中、ロックダウンの話やワクチン差別の話など、具体的にどこまで自由を制限出来るかが直近の問題として提起されています。難しい問題ですが、皆でよく考えて行く必要があると思います。

代表弁護士 竹澤 京平

弁護士 高橋 一弥

## 芥川龍之介の猿蟹合戦

さるかに合戦。猿に渋柿を投げつけられて死んだ蟹の子供が、蜂や白らの助けを借りて敵討ちをするという、あのお伽噺である。猿は悪、蟹の子とその同志は善であり、悪行には正義の鉄槌が下されるという勧善懲悪の寓話とばかり思って育ったが、さすが芥川は視点が違う。仇討ちの後日譚を短編に仕上げ、世界観をひっくり返した。仇討ち後、蟹の子らは裁判にかけられ、主犯の蟹は死刑、同志達は無期懲役の刑に処せられたというのである。

裁判が始まると蟹たちを庇う者はほとんどいなかった。蟹の無知と軽率さが招いた私憤に発する犯行であり、優勝劣敗の世の中においてかような動機から利益を得た者を恨んで殺すなどというのは愚者の極みであると非難したマスコミを始めとし、各方面から容赦ない批判が殺到した。裁判においては、握り飯と熟柿を交換すると約束した証文が残っているわけでもなく、猿が蟹を狙って渋柿を投げつけたという証拠もないということで、蟹の弁護人となった高名な弁護士もお手上げ状態であった。かくして死刑執行の夜、裁判官、弁護士らは何事もなかったように熟睡した。死罪となった蟹の妻は売春婦に落魄し、その愚息が別の猿からまた同じような目に遭いかける場面で物語は終わり、猿に手向かう蟹は必ず社会に殺される、読者達もたいがい蟹のような存在なんだよ、と締めくくられる。

ほぼ百年前の1923年(大正12年)2月の作品である。当時、日本は、第一次世界大戦の戦勝国として欧米列強と肩を並べる軍事強国となり、その鼻息の荒さから諸外国から反発と警戒の目を向けられていた。国内では、戦後恐慌に見舞われながらも(この年9月に起きた関東大震災が追い打ちをかけた)資本主義経済が本格化し、都市部ではサラリーマンが増加して社会運動・労働運動・婦人参政権運動が活発化する一方、急進的な国家主義運動が軍縮や不況に不満を募らせる軍人に静かに浸透しつつあった。内外とも平等、民主という心をくすぐる文句に大衆は新時代の到来とばかり酔っていたが、それは表向きで、実は優勝劣敗の資本主義思想が社会の骨組みとなり、後年、軍部独走によって日中戦争・太平洋戦争に突入する種が蒔かれた時代であった。

こうした社会背景を視野に入れると、この短編は、勧善懲悪という理想論に冷酷な現実を突きつけ、素朴な感情論に惑わされて権力や資本家からいように利用されている大衆の愚かさを憫笑しつつ、その行く末に警鐘を鳴らした寓話なのであろう。本編とは真逆の、弱肉強食の後日譚である。大衆化が急速に進み、後に大正ロマンなどと謳われた当時の社会を、芥川は冷めた目で眺めていた。民主化や大衆化の熱気の中、個人主義に徹し孤高の視点から社会のカラクリを抉り出し、人間の営みを冷笑しているのはいかにも芥川らしい。しかも、蟹たちの悲劇がテンポ良く、かつ読者を恫喝する筆致で描かれ、その意外な展開に引き込まれた最後、他人事じゃないんだよという落ちには落語のような軽妙さもあり、戯作の天才ぶりが遺憾なく発揮されている。

大方の読後感はこのようなものであろう。作家芥川の慧眼には恐れ入るほかない。しかし、法律家としてはひっかかりがある。裁判官や弁護士ら法曹界までが世論に迎合し、妙な判決を下している点である。

握り飯と熟柿を交換するという約束をした証拠がないとか、狙って渋柿を投げつけたとは決めつけられないという指摘は、そう言われればそうかもしれないが、裁判で争う余地はいくらでもあったはずである。蟹の仇討ちは正当防衛は無理だとしても、当事者双方の抱える事情からして死刑判決というのは酷に過ぎはしないか。芥川は、蟹の弁護士を高額な弁護士料をせしめただけでそれに見合う仕事をせず、世論や権力におもねって弱者から利を吸い取る側の存在として描き、極刑を下した裁判官は一片の躊躇も苦悩もない冷血漢の如く扱っている。軍国主義の前に法曹界が無力に等しかった戦前の歴史を思い起こせば芥川の筆は的を射ていたのではないかという耳の痛い指摘は横に置き、このままでは法曹の立つ瀬がないので、少し弁明したい。

芥川の描いたような弁護士や裁判官は今はいない（と信じる）。今年7月、広島高等裁判所が判決した黒い雨事件はその好例である。広島原爆投下直後に降った放射能雨で被曝した方達への原爆手帳交付を求めた訴訟において、高裁が交付すべきと判決したところ、政府は上告を諦め、原爆手帳の交付手続きを速やかに行ったというニュースは、諸兄もよく知るところであろう。被曝との因果関係の証明に奮闘した被災者代理人弁護士達の働きぶりは見事であるし、これに応じた判決も英断である。気分が減入るコロナ騒ぎの中、この痛快事に拍手喝采したのは私だけではあるまい。

もっとも、このように胸のすくケースは数えるほどである。実際の裁判では立証の壁は厚く、高い。社会を動かす難事件など担当したことのない身であるけれど、敗訴判決の苦汁を飲まされ、証拠の吟味が足りずに冷徹な見切りができなかった己の不明を思い知らされた経験は二度や三度ではない。それでも、己の非才を恥じることはあっても、依頼者のために尽力したという思いがそれほど揺らがなかったことだけは、身勝手だけれども自分の救いとなっている。ここが蟹の弁護人とは違う……。

今も、民事事件・刑事事件を問わず、人の無知や善意につけ込む、証拠が残らないようにして利を貪る、悪行がバレても非を認めないという輩が絶えない。言うまでもなく、人間の根っこにある性（さが）の仕業であるが、性に根ざした悪を正し、善き者を守るという社会のルール（法制度）が完全に実現されていないからでもある。とは言え、神ならぬ身が作り動かしている法律や裁判制度には限界がある。法曹人は真実の発見と正義の実現を目標として頑張っているが、理想はシンプルであっても、実現は永遠のテーマなのである。

この駄文は黒い雨事件高裁判決にインスパイアされた。最後は、月並みで、自己弁護調になってしまったが、芥川風に言えば、それを開き直りと評するかどうかは読者諸兄次第である。いずれにしろ、老境にさしかかった今、社会のために為して残るものなかつた我が法曹人生を振り返ると、清く正しい者に幸がある社会を作るためにもっと役立ちたかつたのだがと忸怩するほかなく、その虚しさに胸に穴があく思いである。凡庸な身には、失敗談を語り継いで事務所の後進に託すことぐらいしかできないのであろう。

ついでに言えば、自意識・自尊心のかたまり、情より理が遙かに勝るという人間像がその作品群から剣山に刺されるように伝わってくる芥川を、実はあまり好いていない。が、あるかないかの奇妙な縁を感じている。芥川が自殺に服用した睡眠薬は、私の故郷の偉人で、精神科医でもあった斎藤茂吉が処方したからである。

## パワハラについて

Aさんは、自動車部品を製造している従業員6名の中小企業を経営しています。

特殊な技術が必要とされることから、社員の教育に時間をかけて厳しく指導し、会社の技術水準を維持しています。

最近、新入社員のBさんが入社したのですが、上司のCさんが厳しく指導しすぎたため、パワーハラスメント（以下「パワハラ」といいます）を受けたとして出社を拒否するようになりました。そこで、困り果てたAさんが弁護士事務所にご相談に来ました。

### 1 Bさんの指導

**Aさん** 新入社員のBが出社しません。パワハラと聞いていますが、技術を維持するために厳しく指導するのは当たり前のことです。どのように対処したらよいでしょうか。

**弁護士** まずは、事実関係の確認です。

Bさんに対し、Cさんから、どのような指導がなされていたのですか。

**Aさん** CさんがBさんの目の前で部品加工の作業を実演し、次にBさんに同じ作業をやらせて、その場で問題点を指摘する等の指導をしていました。

その際、Bさんの物覚えが悪いため、CさんがBさんを厳しく叱責しました。

そうしたら、翌日以降Bさんが出社を拒否するようになったのです。

**弁護士** Cさんの行為は、事情によってはパワハラに該当します。Bさんの訴えについては、きちんと対応する必要がありますよ。

### 2 Bさんの指導がパワハラに当たるか

**弁護士** ちょっとパワハラについて確認しましょう。

厚生労働省は、パワハラについて、「職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為」と定義しています。

ポイントは、①職場内の優位性を背景に、②業務の適正な範囲を超えて、③職場環境を害することです。

**Aさん** 上司が部下を指導するのは、会社として当然のことです。

この定義だと、上司が部下を指導したら何でもパワハラにされてしまいませんか？

**弁護士** 厚生労働省は、「適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たらない」と指摘をしています。

上司が部下を指導することは、目的、手段、態様等が適切であれば、上記②の要件を満たさないでしょう。

**Aさん** そうしたら、CさんはBさんに技術を教えようとしていたのですから、目的は問題ありませんよね。

厳しい指導があったとしても、手段が不適切とまでは言えないんじゃないですか？

**弁護士** 指導の際に、Bさんに身体的な暴行をしていませんか。

**Aさん** 大丈夫です。

会社もパワハラと言われたいよう気をつけていて、絶対に手を出さないよう社員に徹底させています。

**弁護士** 「無能」、「クズ」などのBさんの人格を否定するような発言をしていませんか？

**Aさん** 露骨な悪口は言わないように指導しています。多分大丈夫です。

**弁護士** 「反省しているのか」、「さぼるな」、「今までちゃんと勉強してきたのか」はどうですか？

**Aさん** そういう言葉もだめなんですか！？

**弁護士** もちろん、人格を否定するような罵倒の言葉と異なり、「反省しているのか」くらいの言葉であれば、叱咤激励の範囲と言えますから、当然にはパワハラに該当しません。

しかしながら、些細なミスなのに長期にわたって繰り返し「反省しているのか」と言われていたら、事情にもよりますが、パワハラに該当する場合も考えられるでしょう。

大事なのは、適正な業務の範囲と言えるかどうかです。

今回の件については、これまでの経緯を確認するなどして、Bさんの指導がパワハラに該当するかどうか、もう少し内容を詰めてみましょう・・・。

### 3 パワハラに関する法律の改正

**Aさん** ところで、最近、パワハラについて法律の改正があったと聞きました。

我が社にも関係がありますか。

**弁護士** 職場でのパワハラ対策の強化を義務づける法律（改正労働施策推進法。いわゆる「パワハラ防止法」）が施行されました。

大企業には2020年6月1日から適用されており、中小企業についても2022年4月1日から適用されます。

今後は、労働者からの苦情を含む相談に適切に対応し、職場におけるパワハラ対策の方針を示すなどして、労働者に周知徹底する必要がありますよ。具体的には、パワハラ防止に関する規程を定めたり、パワハラについて啓蒙するリーフレットを従業員に配ることが考えられます。

**Aさん** 対策を怠ったらどうなりますか？

**弁護士** 厚生労働大臣が必要と認めた場合に、助言、指導または勧告を受ける場合があります。

また、事業主が勧告に従わない場合には、社名が公表される可能性もあります。

**Aさん** 社名の公表とは穏やかではありませんね。

きちんと対応したいのですが、参考になるものはありますか。

**弁護士** 厚生労働省のサイトで公表されている事業者向けハラスメント対策パンフレット\*を紹介いたします。ここには、パワハラ防止に関する規程の雛形やパワハラに関するリーフレットの文例が掲載されていますので、是非活用して下さい。

\*職場におけるパワーハラスメント対策が事業主の義務になりました！～セクシュアルハラスメント対策や妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策と共に対応をお願いします～

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000657100.pdf>

### 4 最後に

事業主については、パワハラ防止法の制定により、これまで以上にパワハラ防止に向けた適切な対応が求められています。

ご不安な点がある場合には、専門家へご相談下さい。

以上



弁護士 竹村 一成

## 地震の法律問題 —社長と弁護士の四方山話—

社長 やあ！先生、お久しぶり！

弁護士 ご無沙汰です。お元気でしたか？

社長 コロナで色々大変だったけど、なんとか頑張っているよ。コロナのせいで、先生とも久しぶりだねえ。今日は、事務所の近くに来る用事があったね。忙しいところに来て、申し訳なかったね。

弁護士 いえいえ。アポをとってわざわざ顔を出して下さったのですから、有り難いですよ。

社長 そういえば、この前、千葉では大きな地震があったよね。10月7日の午後10時40分ころだったと思うけど。

弁護士 ありましたねえ。短い時間で終わったから良かったですけど。

社長 先生のところは大丈夫だった？

弁護士 翌日事務所に来たら、本やファイルが棚から落ちて散乱していたり、コップが落ちて割れたりしていました。でも、一番困ったのはエレベーターが一日使えなかったことです。近所のビルのエレベーターも止まって、管理会社に問い合わせが殺到して、業者が、全然来てくれなくて……。弊所は、ビルの一番上の7階にありますから、非常階段で往復するのが大変でしたよ。

社長 それは大変だったねえ。うちも、電車がストップしてしまって、社員が遅刻したり、出勤できなかったりで、大変だったよ。

弁護士 そうでしたか。

社長 今後も、また巨大な地震があるかもしれないけど、地震等の天災によって、社員が出勤できないが続いた場合に、働いていない分の給料の支払いはどうなるのかな。

弁護士 雇用契約は、労働者が労働を提供し、使用者がその対価として賃金を支払うことを内容とする契約です。震災が原因で出勤不能な場合には、労働者は、労働提供の義務を履行しないことになります。労働の提供ができないことについて、会社に責任があれば別ですが、震災等の場合は不可抗力として、通常、会社にも労働者にも、責任がないことになります。そうしますと、法的には、労働者は、会社に対して給与の支払いを請求できないということになると思います。

社長 なるほど。まあ、なるべく払ってあげたいと思っているけどね。

弁護士 流石ですね。

社長 あ、そうそう。うちは、ビルとかの賃貸業もやっているじゃない？地震でビルが壊れて誰かが怪我した場合は、どうなるのかな？地震は不可抗力だから、仕方が無いということになるのかな？

弁護士 それは、土地工作物責任（民法717条）の問題になりますね。地震であっても、土地の工作物の設置又は保存に瑕疵、一要するに欠陥のことで、一、があって、他人に損害が生じたときには賠償責任を負うことになります。逆に言えば、ビルの耐震性がきちんとしていたのであれば、結果的に、ビルが壊れて、誰かが怪我をしたとしても、当然に御社が責任を負うわけではありませんよ。

社長 なるほどね。でも、どのくらいの地震に耐えられるようになっていれば、耐震性の点で問題が無いと言えるのだろうか。

弁護士 うーん。そこは、難しいところですねえ……。

だいぶ古い話ですが、「震度5・震度6基準」といったものが提唱されていた時代もあったのですが……。

**社 長** なんだい、それは。

**弁護士** 要するに、震度5以下で壊れてしまうような建物の場合は損害賠償責任を免れないものの、震度6以上の震度で壊れた場合は不可抗力に基づくものとして瑕疵が否定されるという考え方です。

**社 長** ほう。それは分かりやすいね。

**弁護士** しかし、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震などの極めて大きな地震を何度も経験してきた結果、現在では、震度6以上の地震でも予測不可能とは言い難い状態になってきていると思います。社長も「関東でいつ巨大地震が起こってもおかしくない」とよく仰っているじゃないですか。

**社 長** 確かにね……。

**弁護士** 結局、建物が、その時点で発生することが予想された地震に耐え得るだけの安全性を有していたかを個別・具体的に検討することになるのだと思います。その際、建築基準法、宅地造成等規制法等の法令上の基準を充たしていたかは、一つの重要な指標になると思います。

**社 長** なるほどね。ただ、もっと明確な基準のようなものが欲しいなあ。

**弁護士** ここは未だに明確な基準が定立されていないところではないですからねえ。我々でも難しいところですよ。ご参考のために敢えて個人的な意見を言えば、震度6以上であったために壊れたような場合は、不可抗力であり、瑕疵がないと言える可能性が比較的高いのではないかと思います。もっとも、ここは弁護士によって見解が分かれるところだと思いますので、あくまで個人の感想に留まりますけど。

**社 長** 腹を割って話してくれて有り難いね！そのくらいでも十分に参考になるよ。

**弁護士** 建築士等の専門家に、現時点で一般的に求められている耐震性能を満たしているのかどう

かを確認してもらっておくことも良いかもしれませんね。

**社 長** なるほど。うちが持っているビルの中にはだいぶ古いものもあるから、建築士と相談してみようかな……。

**弁護士** それは大変良いですね。確か、県や市の方で、耐震診断のための補助金を出したりしていましたから、そのような制度も調べたら良いのではないのでしょうか。

**社 長** それは良い情報だ！ありがとう！

**弁護士** 結局、基準というのは、社会の情勢によって不断に変化するものですから、今後の社会情勢の変化を注視しつつ、耐震についての知識をアップデートして、必要があれば、それに見合った補修を施していくといったことが大事になるのでしょうね。

**社 長** うん、そうだね。おっと。もうこんな時間か。大分長く話し込んでしまったね。そろそろ失礼しないと。

**弁護士** いえいえ。楽しかったですよ。

**社 長** コロナがもっと落ち着いたら、また、例の寿司屋で懇親会をしようよ。

**弁護士** 良いですね！楽しみにしています！



## ワクチンを接種しない従業員はクビになる？

### 1 はじめに

新型コロナウイルスの脅威はまだまだ続いています。コロナ対策の切り札とされているのがワクチンです。国内のワクチン接種もかなり進んで来ています。そこで今回は、ワクチン接種と労働の問題についてお話ししたいと思います。

### 2 ワクチン接種を会社が命令できる？

報道をみていると、海外では、従業員にワクチン接種を義務づけている企業もあるようです。

さてそれでは、日本では、ワクチン接種をしていない従業員に、ワクチン接種をしていないことを理由として、出勤を禁止したり、あるいは、何らからの処分をすることはできるのでしょうか？

ここではまず第一に、ワクチン接種を会社が従業員に対して業務命令として命じることができるのか、という点が問題となります。結論としてはこれは難しいと言わなければならないでしょう。なぜなら、ワクチンにはご存知のとおり副作用があり、接種するしないの判断は本人のみができると考えられるためです。厚労省のホームページでも、ワクチン接種は強制ではないことが明記されています。

### 3 ワクチン接種をしない従業員に会社が命令できる？

このようにワクチン接種を命令できない以上、ワクチン接種をしていない従業員に対して懲戒や出勤停止等の処分はできません。

さてそれでは、ワクチン接種をしていない従業員に対して、会社は何もできないのでしょうか。この点は、その従業員が従事する業務内容如何によるでしょう。たとえば、医療従事者などは、その業務上どうしても感染リスクが高い上、感染した場合に他の従業員

や患者にさらに感染を広げるおそれがあります。顧客との対面業務が多い者も、医療従事者と同じとまではいかないまでも、同じことが言えるでしょう。

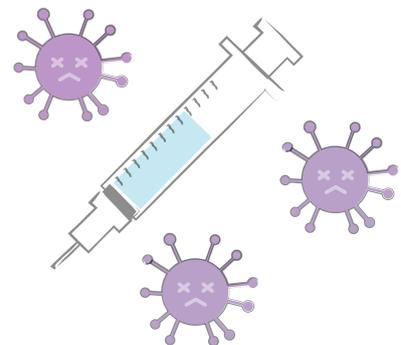
このような場合には、感染リスクの高い業務からの配置換えなどが認められる余地はあると考えられます。しかしそのような措置も従業員に不当に不利になるものであってはなりません。また従業員などへの説明も尽くし、その意見を聞くなど、手続の適正にも配慮が必要であり、後日の紛争を防ぐためには慎重な対応が必要になります。

### 4 おわりに

ワクチン接種で先行する欧米諸国でも多数の感染者が出ており、まだまだ新型コロナウイルスとの付き合いは続きそうです。新型コロナウイルスは、労使問題にも、いままでなかった新しい問題を生じさせるでしょう。

ご相談がありましたら、弊所までご連絡ください。

以上



当事務所では、主として以下のとおりの事件を取り扱っております。  
お気軽にご相談ください。

#### 交通事故

当事務所は長年に渡って損保会社から相談を受け、多数の交通事故事案の解決にあたってきました。

加害者側、被害者側を問わず、適切な解決をサポートいたします。

#### 離婚・相続

家庭裁判所の調停委員として様々な事件に携わった経験を有する弁護士が在籍する当事務所が、離婚や相続などの家庭の法律問題に対応します。

#### 医療法務(歯科)

当事務所は、歯科医師会の顧問として多くの歯科医療に関する紛争を解決して参りました。歯科診療や医院経営にまつわる問題について、ご相談ください。

#### 一般民事

土地・建物の明渡、貸金の回収、その他多種多様な案件をお受けしています。身の回りの法律トラブルでお困りの際は、当事務所にお越しください。

#### 企業法務

金融機関などの多数の企業の顧問として企業法務に携わる当事務所が、契約書のチェックや労務問題への対応などを通じて皆様の企業活動をサポートいたします。

#### 建築紛争

住宅瑕疵などの建築をめぐる紛争につき、弁護士会の建築問題を扱う各種委員会に所属し、専門的知見を有する弁護士が解決にあたります。施主側、注文者側双方からのご相談に対応しております。

#### 倒産・債務整理

多額の借金にお困りの方は、債務者の代理人や裁判所から選任される破産管財人として数々の倒産事件を取り扱ってきた実績のある当事務所にご相談ください。

#### その他

本頁に記載のない分野の問題につきましても対応いたします。法律問題でお困りの際は、まずご相談ください。



- 京成千葉線「千葉中央駅」またはJR外房線「本千葉駅」より徒歩13分
- JR「千葉駅」より ▶矢作経由蘇我駅東口行 ▶大学病院/南矢作行 ▶大宮団地行 ▶中野操作場/成東行のいずれかのバスで「中央3丁目」バス停を下車、徒歩約5分。

## 弁護士法人 さくら綜合法律事務所

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目10番16号 CI-22ビル7階  
TEL.043-225-7080 FAX.043-227-7513  
<https://sakurasogo-lawoffice.com>